



島根県報

平成17年10月28日 (金)
 第 1,722 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

定例県議会を招集する月の変更	(財 政 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
土地改良区の役員の退任	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の役員の住所の変更	(")	2
土地改良事業施行の同意 (2 件)	(")	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
保安林予定森林	(")	4
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	(")	4
鳥獣保護区の指定	(")	4
休猟区の指定	(")	5
銃猟禁止区域の指定	(")	5
鳥獣保護区の設定の一部改正 (3 件)	(")	6
特別保護地区の指定の一部改正	(")	8
銃猟禁止区域の設定の一部改正 (3 件)	(")	8
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定の一部改正 (2 件)	(")	9
休猟区の設定の廃止	(")	10
定置漁業権の消滅	(水 産 課)	10
公有水面埋立ての免許	(漁 港 漁 場 整 備 課)	11
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	12
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	13
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	13

公 告

収去飼料の試験結果の概要	(農 畜 産 振 興 課)	15
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	17
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	19

雑 報

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	(警 察 本 部)	19
-------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第1,123号

平成17年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による定例会は、昭和27年島根県告示第733号（定例県議会を招集する月）の定めにかかわらず、平成17年11月に招集する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,124号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ユニットケア山陰	通所介護	デイサービス ひさご苑	松江市浜佐田町字柄杓125	平成17年10月12日
有限会社 オレンジロード	訪問介護	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号 ウェルライフガーデン松江 1階	平成17年10月20日

島根県告示第1,125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 オレンジロード	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号 ウェルライフガーデン松江 1階	平成17年10月20日

島根県告示第1,126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

波田 恒雄 益田市大草町1091番地の内第2

島根県告示第1,127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所の変更の届出があっ

たので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

斐川町土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

理事 監事 の別	氏 名	住 所	
理 事	矢野 英夫	変更前	簸川郡斐川町大字併川469番地
		変更後	簸川郡斐川町大字併川1667番地 2

島根県告示第1,128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 主 体 名	事 業 名	同意年月日
浜田市	下河内地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成17年10月17日

島根県告示第1,129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 主 体 名	事 業 名	同意年月日
浜田市	西の谷地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成17年10月17日

島根県告示第1,130号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1193 - 1、1193 - 7、1193 - 15、1193 - 21、1193 - 23、1193 - 38、1193 - 40から1193 - 42まで、1193 - 44から1193 - 55まで、1194 - 2、1194 - 3、1196 - 2、1197 - 2、1197 - 3、1198、1199 - 1 から1199 - 3まで、1200 - 2、1200 - 3、1201 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1,131号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町東比田2553

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,132号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

大和東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域
	邑智郡美郷町の一部
	2 面積
	2,002ヘクタール
	3 存続期間
	平成17年11月1日から平成20年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,133号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

湊原鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部 2 面積 130ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
---------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,134号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲郷休猟区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 八束郡東出雲町の一部 2 面積 870ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
横尾山西休猟区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 1,800ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成20年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,135号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

下佐世銃猟禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 雲南市の一部 2 面積
-----------	---

	124ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
乙木池銃猟禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 48ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
城山銃猟禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 90ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,136号

鳥獣保護区の設定（昭和40年島根県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条の2」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定する」を「指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する」に改める。

表月山鳥獣保護区の項を次のように改める。

月山鳥獣保護区	1 区域 安来市の一部 2 面積 100ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
---------	--

表中城山鳥獣保護区の項を削り、阿井鳥獣保護区の項及び馬木鳥獣保護区の項を次のように改める。

阿井鳥獣保護区	1 区域 仁多郡奥出雲町の一部 2 面積 400ヘクタール
---------	--

	<p>3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
馬木鳥獣保護区	<p>1 区域 仁多郡奥出雲町の一部</p> <p>2 面積 500ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>

島根県告示第1,137号

鳥獣保護区の設定（昭和57年島根県告示第1,119号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表来待鳥獣保護区の項中「八束郡宍道町」を「松江市」に改め、同表斐伊川鳥獣保護区の項中「、平田市の一部、」を削り、同表宍道湖鳥獣保護区の項中「平田市の一部、八束郡玉湯町の一部、及び同郡宍道町」を「出雲市の一部及び簸川郡斐川町」に、「8,790ヘクタール」を「939ヘクタール」に改め、同表愛宕山鳥獣保護区の項中「平田市」を「出雲市」に改める。

島根県告示第1,138号

鳥獣保護区の設定（平成7年島根県告示第857号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

高山鳥獣保護区	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 281ヘクタール</p>
---------	---

	<p>3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
--	---

島根県告示第1,139号

特別保護地区の指定（昭和50年島根県告示第650号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第3項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項」に、「指定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第19条の2」を「同条第4項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

月山特別保護地区	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 100ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
----------	--

島根県告示第1,140号

銃猟禁止区域の設定（平成2年島根県告示第1,015号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「施行規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

阿須那銃猟禁止区域	<p>1 区域 邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</p>
-----------	---

口羽銃猟禁止区域	1 区域
	邑智郡邑南町の一部
	2 面積
	105ヘクタール
	3 存続期間
	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

島根県告示第1,141号

銃猟禁止区域の設定（平成4年島根県告示第936号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同令第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表を次のように改める。

三隅銃猟禁止区域	1 区域
	浜田市の一部
	2 面積
	1,481ヘクタール
	3 存続期間
	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第1,142号

銃猟禁止区域の設定（平成12年島根県告示第823号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。
平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同令第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表銚子ダム銃猟禁止区域の項中「隠岐郡西郷町大字原田」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表坂防銃猟禁止区域の項中「平田市野石谷町」を「出雲市」に改め、同表湊原銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第1,143号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定（平成12年島根県告示第820号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項」に、「設定した」を「指定する」に改める。

表オスジカ捕獲禁止区域の項を次のように改める。

オスジカ捕獲禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 6,980ヘクタール 3 存続期間 平成17年11月1日から平成22年10月31日まで
------------	---

島根県告示第1,144号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定（平成14年島根県告示第901号）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項」に、「設定した」を「指定する」に改める。

表宍道東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「八束郡宍道町」を「松江市」に、「平成14年11月1日から平成17年10月31日まで」を「平成17年11月1日から平成20年10月31日まで」に改め、同表笹畑キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「平成14年11月1日から平成17年10月31日まで」を「平成17年11月1日から平成20年10月31日まで」に改め、同表島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「平成14年11月1日から平成17年10月31日まで」を「平成17年11月1日から平成20年10月31日まで」に改め、同表伊木・水上谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「那賀郡金城町」を「浜田市」に、「平成14年11月1日から平成17年10月31日まで」を「平成17年11月1日から平成20年10月31日まで」に改め、同表馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「平成14年11月1日から平成17年10月31日まで」を「平成17年11月1日から平成20年10月31日まで」に改める。

島根県告示第1,145号

休猟区の設定（平成14年島根県告示第904号）を廃止し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,146号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成17年10月19日次の定置漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録した。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名 (名 称)
定第14号	島根県松江市鹿島町手結1163番地	有限会社かねとや漁業

島根県告示1,147号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 免許年月日

平成17年10月18日

2 免許受人

松江市殿町 1 番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1022番 4 から同924番 4 に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及び ①の地点と②の地点を結ぶ春分秋分の満潮位（D.L.+0.54メートル）における公有水面と陸地との境界線（国土調査時の陸海の境界線）により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内の四等三角点「浦郷」（北緯36度 5 分3.953秒、東経132度59分30.329秒、以下「原点」という。）から332度49分39秒、719.69メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分54秒、7.44メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分33秒、10.15メートルの地点

の地点 の地点から83度 8 分 2 秒、2.25メートルの地点

の地点 の地点から352度21分 6 秒、2.54メートルの地点

の地点 の地点から81度22分31秒、7.90メートルの地点

の地点 の地点から79度50分58秒、10.09メートルの地点

の地点 の地点から79度 7 分 2 秒、9.36メートルの地点

の地点 の地点から80度18分47秒、10.61メートルの地点

の地点 の地点から82度52分54秒、9.72メートルの地点

の地点 の地点から86度 5 分 9 秒、4.76メートルの地点

の地点 の地点から89度10分 8 秒、4.69メートルの地点

の地点 の地点から92度41分14秒、4.24メートルの地点

の地点 の地点から95度 7 分 8 秒、4.94メートルの地点

の地点 の地点から99度41分20秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から104度 6 分11秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から108度30分51秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から112度55分 3 秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から117度19分16秒、4.58メートルの地点

の地点 の地点から121度44分 5 秒、4.58メートルの地点

- ㉑の地点 ②の地点から126度1分11秒、4.33メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から128度25分29秒、4.87メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から133度30分22秒、9.47メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から138度49分8秒、15.59メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から141度49分21秒、4.12メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から141度42分51秒、10.03メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から141度0分36秒、10.08メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から139度35分29秒、10.12メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から137度40分22秒、10.16メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から136度5分54秒、6.82メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から181度59分49秒、2.78メートルの地点

ウ 面積

1,152.99平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1022番4から同923番1に至る地先の県道及び町道地内、同1022番4及び同1023番2地内並びに同1023番2から同923番1に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、Jの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 埋立区域で定める原点から330度46分24秒、739.16メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から170度15分11秒、54.38メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から86度21分44秒、102.30メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から125度54分18秒、76.75メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から69度24分50秒、17.81メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から48度3分35秒、30.67メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から321度22分40秒、89.01メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から305度43分45秒、19.19メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から284度55分37秒、16.80メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から267度36分25秒、41.41メートルの地点

ウ 面積

13,204.20平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

島根県告示第1,148号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
雲南市	平成 8 年度 ~ 17年度	45枚	1 冊	飯石 (大倉下口)	平成17年10月20日
三隅町	平成13年度 ~ 17年度	20枚	2 冊	折居 2 - 1	平成17年10月20日
隠岐の島町	平成14年度 ~ 17年度	6 枚	2 冊	苗代田 ・ 南方	平成17年10月20日
隠岐の島町	平成15年度 ~ 17年度	63枚	1 冊	飯田 - 1 飯田 - 2	平成17年10月20日
隠岐の島町	平成15年度 ~ 17年度	66枚	1 冊	今津 - 3	平成17年10月20日

島根県告示第1,149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 堂河内
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 11号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
益田市	久々茂町			イ1850番 1	1 号
				イ1328番	2 号
				イ1329番 1	3 号
				イ1333番 1	4 号及び 5 号
				イ1333番 3	6 号から 8 号まで
				イ524番 3	9 号
				イ485番	10号
				イ481番	11号

- 1 区域の名称 栗木
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鹿足郡	吉賀町柿木村	福川		100番 1	1 号及び 9 号
				1165番 1	2 号から 5 号まで
				98番 3	6 号及び 7 号
				98番 2	8 号

島根県告示第1,150号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年10月28日から施行する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄田信義

表浜田市の項に次のように加える。

旭インター	木造2階建	平成13	0.96
三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和58	0.95
向野田	木造2階建	昭和58	0.91
第二向野田	木造2階建	昭和58	0.94

表出雲市の項中	出雲市	下 沢	簡易耐火構造平家建	昭和35	0.94
		天 神	中層耐火構造4階建	昭和42	0.97
				昭和44	
				平成5	
				平成6	
		天 神	中層耐火構造3階建	平成3	0.98
				平成4	
				平成6	
		上 島	簡易耐火構造2階建	昭和39	0.90
		下古志	簡易耐火構造平家建	昭和40	0.93
		来原	簡易耐火構造平家建	昭和41	0.93
		古 志	中層耐火構造4階建	昭和45	0.94
				昭和46	
小 山	中層耐火構造4階建	昭和47	0.97		
		昭和48			
		昭和49			
		昭和50			
浜 山	簡易耐火構造2階建	昭和52	0.94		

出雲市	天 神	中層耐火構造4階建	昭和42	0.97	
			昭和44		
			平成5		
			平成6		
		中層耐火構造3階建	平成3	0.98	
			平成4		
			平成6		
		上 島	簡易耐火構造2階建	昭和39	0.90
		古 志	中層耐火構造4階建	昭和45	0.94
				昭和46	
		小 山	中層耐火構造4階建	昭和47	0.97
				昭和48	
				昭和49	

に改め、同表那賀郡旭町の項及び那賀郡三隅町の

昭和50

項を削り、同表中
鹿足郡津和野町
鹿足郡日原町
を
鹿足郡津和野町
に、「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に改める。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成16年9月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

平成17年度飼料収去検査成績

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造 (輸入) 年月		試験結果の概要						
						粗蛋白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	水分
福岡県福岡市 石橋工業(株)福岡工場	島根県簸川郡斐川町 ジェイエイ西日本く みあい飼料(株)島根営 業所	まる子ちゃ ん	肉用牛肥育 用飼料	17年 8月	表示値	11.0%以上	1.8%以上	7.0%以下	7.0%以下	0.20%以上	0.40%以上	
					分析値	11.7%	3.2%	5.6%	3.0%	0.30%	0.47%	11.2%
島根県大田市 新生飼料(株)山陰工場	同左	アミノビー フ		17年 8月	表示値							
					分析値	10.3%	3.3%	3.9%	2.1%	0.33%	0.45%	46.3%
島根県飯石郡飯南町 A S T 飼料合理化セ ンター	同左	A S T 11号		17年 9月	表示値							
					分析値	15.3%	3.0%	7.2%	5.2%	0.83%	0.63%	11.6%
岡山県笠岡市 中国物産(株)笠岡工場	島根県雲南市 内外飼料(株)島根営業 所	オールイン ワン和牛繁 殖	種牛飼育用 配合飼料	17年 9月	表示値	14.0%以上	2.0%以上	15.0%以下	10.0%以下	0.60%以上	0.30%以上	
					分析値	14.2%	4.1%	5.5%	6.6%	1.55%	0.39%	11.7%

参考資料

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造 (輸入) 年月		試験結果の概要						
						粗蛋白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	水分
島根県大田市 新生飼料(株)山陰工場	同左	アミノビー フ		17年 8月	表示値	13.4%以上	2.7%以上	4.1%以上	2.0%以上	0.23%以上	0.23%以上	
					分析値	10.3%	3.3%	3.9%	2.1%	0.33%	0.45%	46.3%
島根県飯石郡飯南町 A S T 飼料合理化セ ンター	同左	A S T 11号		17年 9月	表示値	15.87%以上	3.44%以上	3.81%以下	6.52%以下	1.23%以上	0.75%以上	
					分析値	15.3%	3.0%	7.2%	5.2%	0.83%	0.63%	11.6%

新生飼料(株)及びA S T 飼料合理化センターは混合飼料であり、表示値は参考である。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成14年の海面漁業生産量が全国第16位、生産額で第23位となっており、漁業就業者は4,100人となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第 2 分支流が、沿岸域には第 1 分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来からの漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成16年 1 月から12月（ずわいがにについては平成16年 7 月から平成17年 6 月）の知事管理量	平成17年 1 月から12月（ずわいがにについては平成17年 7 月から平成18年 6 月）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	7,000トン	8,000トン

まあじ	55,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成16年1月から12月の知事管理量	平成17年1月から12月の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	6,000トン	7,000トン
まあじ	中型まき網漁業	52,000トン	32,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大田都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

雑 報

島根県警察本部告示第72号

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（平成16年島根県警察本部告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月28日

島根県警察本部長 警視長 塩 川 実喜夫

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、島根県警察本部長が指定する建設工事に係る第2条第1号に掲げる書類にあっては、契約を締結した日から閲覧に供することができる。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行し、この告示による改正後の島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程第4条第2項の規定は、同日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類について適用する。

